

# 第 1 章 環境基本計画の基本的考え

## 1. 計画策定の背景、目的

今日の環境問題は、高度経済成長期の産業型公害から、市民生活による都市生活型公害へと変化してきています。また、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、環境問題は地球規模で広がっており、多様化・複雑化しています。

環境基本計画は、このような現在の環境問題に取り組みながら、持続可能な社会の実現を目指すための計画です。

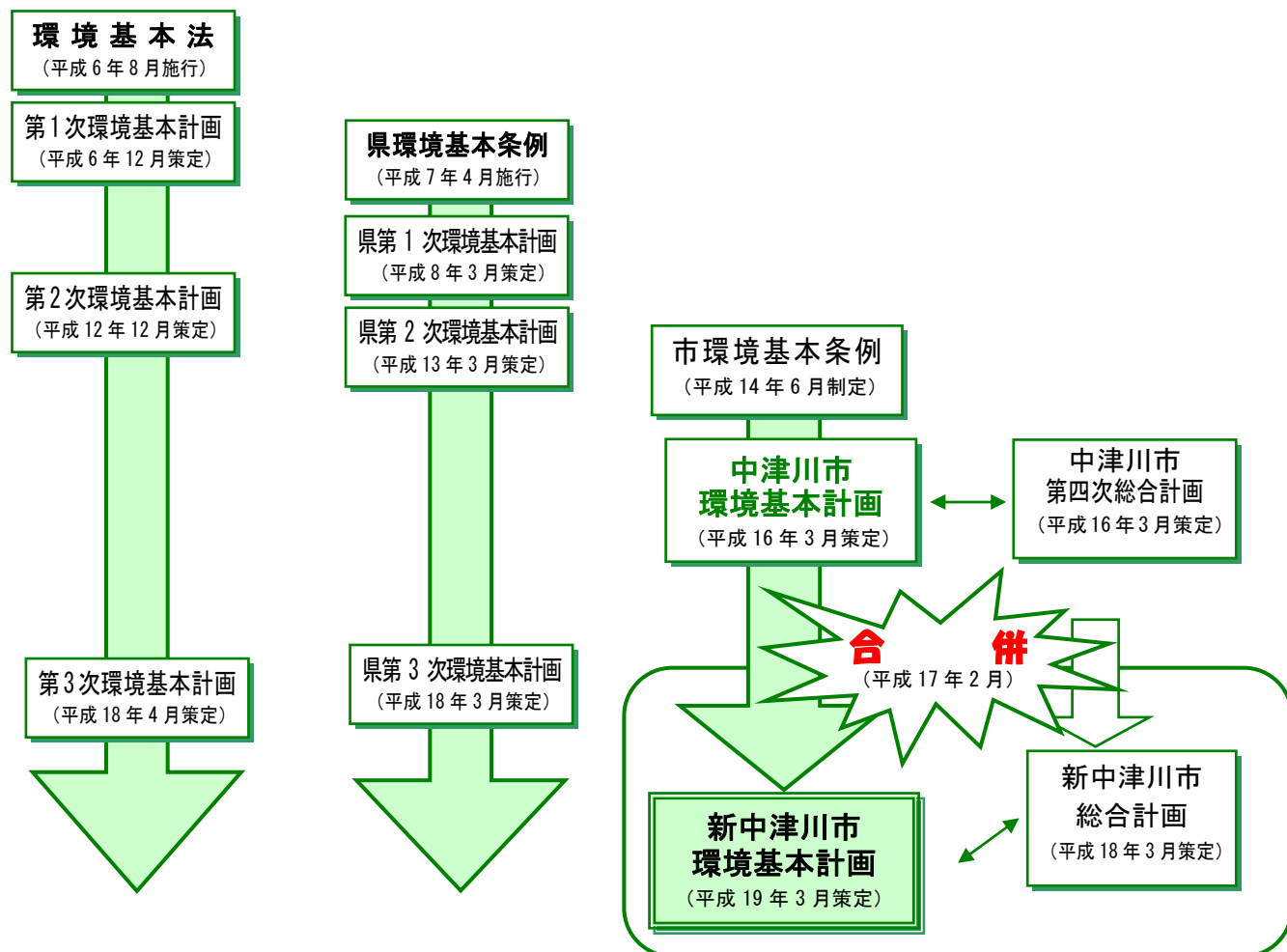
## 2. 計画の位置づけと役割

### (1) 環境基本計画の位置づけ

環境基本計画は、中津川市環境基本条例に基づき、平成 16 年 3 月に策定されました。

平成 17 年 2 月の合併に伴い、「新中津川市総合計画」が平成 18 年 3 月に策定されたため、この「新中津川市総合計画」に基づき、平成 19 年 3 月に新市環境基本計画として見直しました。

なお、この計画は、市の各種計画の施策を推進するうえで、環境に関する指針となるものです。



### (2) 環境基本計画の役割

環境基本計画は、これまでの環境問題に関する対策を踏まえ、今日の地球環境問題も視野に入れながら、持続可能な社会の実現を目指した計画です。

本計画は、環境への積極的な取組みの指針となる基本計画としての役割を担います。

### 3. 計画の期間

環境基本計画は、平成18年度（2006年）から平成27年度（2015年）までの10年間を目標としています。（新中津川市総合計画を踏まえて策定したため、新中津川市総合計画の1年遅れとなります。）

なお、本計画を達成するための目標、具体的な取組みの内容等については、環境に対する社会経済情勢や環境保全、創出に関わる技術の進歩などの変化によって計画の見直しが必要となったときには、その都度適切な見直しを行います。

### 4. 計画の対象地域

中津川市全域（676.38km<sup>2</sup>）を対象地域としています。

また、中津、苗木、坂本、落合、阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川の各地区別に、取り組むべき環境配慮を設定しています。

なお、市域を越えて広域的な連携が必要となる場合には、国や関係都道府県、関係市町村と、密接な連携を図りながら施策を講じます。

### 5. 対象となる環境

環境の分野	環境の範囲
①自然環境	森林・河川・池沼などの自然、生き物（動植物など）、生態系など
②社会環境	人口、産業、土地利用、交通、文化など
③生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物、エネルギーなど
④快適環境	景観、緑地、水辺、歴史・文化的資源、自然とのふれあい空間など
⑤地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の減少など

### 6. 中津川市が目指す環境像

当初の環境基本計画では、「自然は子孫からの預かりもの」という認識を持ち、豊かな自然を大切にしながら、将来にわたって安心して住み続けることのできる、やすらぎに満ちたまちづくりを進めていくうえで、「自然があふれる緑と文化のまち中津川」を本市の目指す望ましい環境像としてきました。

平成17年2月の合併に伴い、「多様性の中の統一」を合併の理念とし、各地域が持つ独自の歴史と文化、自然環境を尊重し、それぞれの地域の個性を生かしながら、市としては一体感のある街づくりを進めていくことが求められ、

**“豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川”**

が、「新中津川市総合計画」における「将来都市像」として掲げられました。この将来都市像は、当初の「将来望ましい環境像」に重なり、合わせて地域の個性を生かす「独自の歴史・文化」も網羅していることから、この将来都市像をそのまま「新環境基本計画」の「将来望ましい環境像」として掲げます。

## 7. 計画策定体制

当初の環境基本計画は、市民代表、事業者代表、農林漁業従事者、学識経験者、環境団体などから構成される「環境基本計画市民会議」が主体となって、計画の素案を策定しました。

それを庁内の各委員の意見を聞き、最終的には市長から環境保全審議会へ諮問し、その答申を踏まえて決定しました。

この当初計画を基本に、新たに合併により策定された「新中津川市総合計画」を基に平成19年3月に見直しを行い、「多様性の中の統一」による合併であることを踏まえ、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を望ましい環境像とし、これをめざして計画を推進していきます。また、本計画書は、市民の方や環境保全審議会の意見を踏まえて決定しました。

なお、進捗管理には、環境マネジメントシステムの手法である「PDCAサイクル」を導入し、環境に関する施策を全庁的に体系化し、個々の施策についてはできる限り数値目標化し、進捗管理を図りやすいものとすると共に、毎年その結果を公表します。

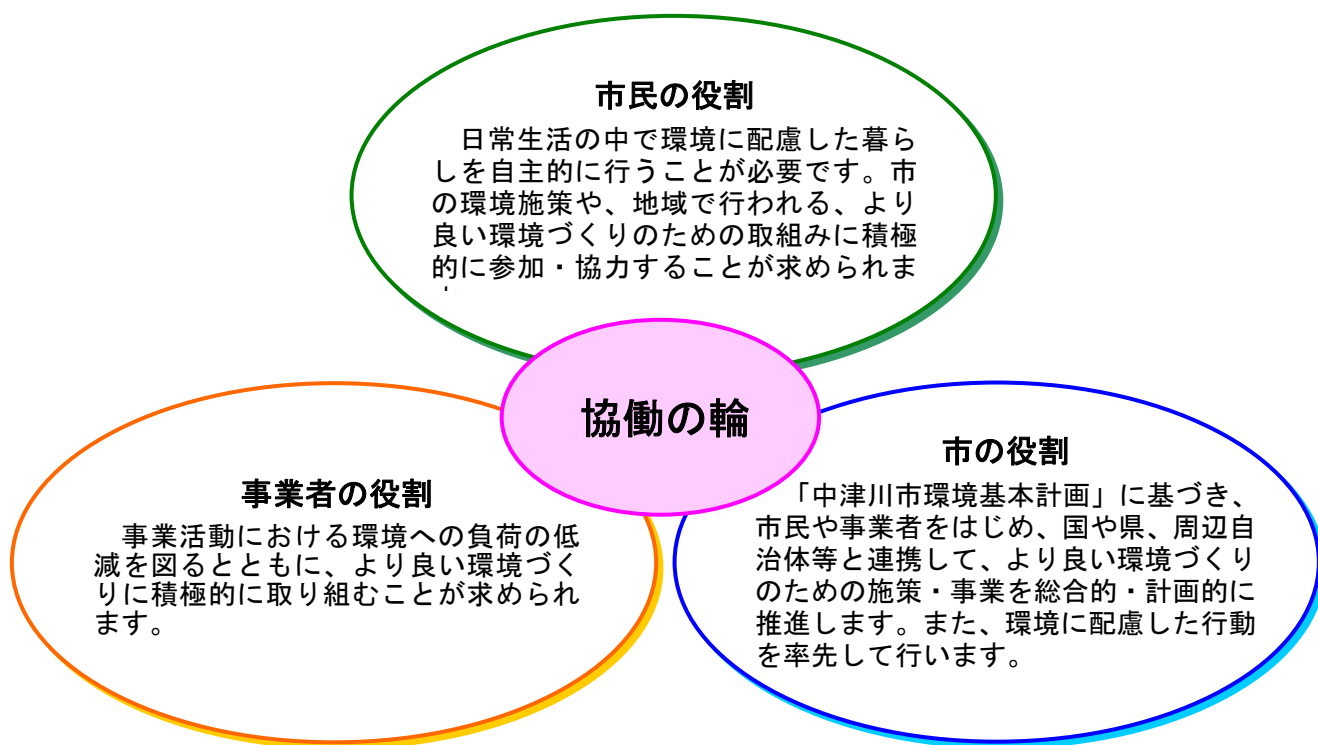
## 8. 各主体の役割（全市環境ISO運動）

環境基本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するためには、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの役割を果たし、協力・連携を図りながら取り組んでいくことが必要です。

この、各主体が連携し、環境について学び、考え、行動していく運動を「全市環境ISO運動」として位置づけ、推進していきます。

この運動を推進していくためには、各主体それぞれの役割と合わせて、特に街づくりを支える‘ちから’の三本柱（「自助力」「互助力」「公助力」）が必要であり、新中津川市総合計画の推進と合わせてこの3つの力を強化していきます。

なお、各主体の主な役割は下記のとおりです。



## 9. 環境施策の体系

中津川市では、「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を目指して、4つの側面から見た基本理念を実現していくため、14の基本目標及び29の個別目標を掲げ、推進していきます。

環境像	基本理念	基本目標	個別目標
豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川	将来に引き継ぐ豊かな暮らし	1 自然がつくる空気・水・土を守ろう	1-1 大気汚染の監視と防止対策を進めよう 1-2 水質汚濁の監視と水質改善対策を進めよう 1-3 土壌・地下水汚染の監視と防止対策を進めよう
		2 自然の音と香りを取り戻そう	2-1 悪臭発生の監視と防止対策を進めよう 2-2 騒音・振動の監視と、防止対策を進めよう
		3 人に迷惑をかけない環境にしよう	3-1 環境マナーを高めよう
		4 自然にやさしい新エネルギーを活用しよう	4-1 省エネルギーを進めよう 4-2 新エネルギー、自然エネルギーの活用を進めよう
		5 限りある資源を大切にしよう	5-1 ごみの減量化を進めよう 5-2 資源の再利用を活性化しよう 5-3 ごみの不法投棄や野外焼却行為を防止しよう
	自然と人との共生	6 森林や里山を守ろう	6-1 森林を守ろう 6-2 里山を守ろう 6-3 豊かな自然の風景を守ろう
		7 生態系を守ろう	7-1 生き物たちの生活を守ろう
		8 水環境を守ろう	8-1 水を大切にしよう 8-2 水を取り巻く環境を守ろう
		9 自然とふれあおう	9-1 自然とふれあう機会をつくろう
		10 農地を保全し、多面的機能を確保しよう	10-1 農地を守ろう 10-2 農地の多様な働きをいかそう
		11 歴史的資源と文化遺産を保全し、今の生活に活用しよう	11-1 歴史的まちなみを保ちいかそう 11-2 魅力ある都市景観をつくろう
	環境づくり、まちづくり、一番大事な人づくり	12 みんなで環境について学ぼう	12-1 環境教育・学習の機会をつくろう 12-2 環境保全の意識を高めよう
		13 みんなで環境を守る行動をしよう	13-1 環境保全活動を進めよう 13-2 環境ネットワークをつくろう
	私の一歩が地球を救う	14 地球環境について学び、考え、身近なところから行動しよう	14-1 地球環境問題への理解を深め、そして行動しよう 14-2 地球環境保全対策を進めよう 14-3 国際的な環境保全に協力しよう